

平成 26 年 1 月 14 日

美和東小学校・七宝北中学校・美和中学校地区委員会の意見等

【1】学区見直し（美和東小学校の児童が美和中学校から七宝北中学校へ学区（指定学校）を変更すること）について

◎平成 25 年度中に美和東小学校区を対象として、学区の見直しに係る方向性を決定することは「不可能」と考えます。

平成 25 年度現在、七宝北中学校の生徒数は 204 人で小規模校、美和中学校は 724 人で大規模校となっています。中学校における生徒数（学校規模）の較差を解消するための方法として、美和中学校に通う美和地区の 4 小学校のうち、七宝北中学校に近い位置にあることを考慮して、美和東小学校を学区の見直し（美和中学校から七宝北中学校への変更）地域として検討してきました。

10 月には、市教育委員会が美和東小学校で住民説明会を実施し、あわせて参加者に対してアンケート調査を行いました。

その結果、学区見直し（美和東小学校の児童が美和中学校ではなく七宝北中学校へ学区（指定学校）を変更すること）について約 75%が反対となりました。この結果は説明会に出席された方の意見であり、住民全体の意向を反映しているとは断定できませんが、約 75%の方が反対されたという事実は真摯に受け止める必要があると考えます。また、「【2】学区見直しの問題点について」で意見を述べますが、もっと時間をかけて検討すべき項目が山積していますので、25 年度中に学区の見直しの方向性を決定すること（決定に伴い 27 年 4 月 1 日から実際に学区を変更すること）は不可能と考えます。

【2】学区見直しの問題点について

◎学校の統廃合をするのではなく、学区の見直しを行うこととしますが、そのためには幾つかの問題点（課題）を解決する必要があると考えます。

地区委員会の委員の意見、住民説明会での意見、アンケートに書かれた自由意見により、次のとおり問題点（課題）が浮き彫りになりました。

- ◆学校規模の適正化に向けて、あま市は「学校の統廃合ではなく、学区の見直しにより行う」ことに対して住民に十分説明し、理解を得ることが必要である。
- ◆切り替え年度に一斉に学区の変更を行うのではなく、段階的に中学校 1 年生になるときから順次行うべきである。（中学 1・2 年は美和中学校、中学 3 年は七宝北中学校となることにより受験、修学旅行など大切な時期の生徒の負担増と

なる。)

- ◆一小学校から二中学校に進学することに対して検討する必要がある。それに伴い小学校区の見直しを考える必要がある。
- ◆美和中学校は三学期制、七宝北中学校は二期制である。
- ◆部活動が七宝北中学校では限定される。(吹奏楽、バスケットボール等がない)
- ◆学校名(七宝北中学校)に違和感がある。
- ◆旧町の枠を越えて学区の見直しを進めるには、七宝地区において「七宝北中学校を七宝中学校に統合すればよい」、美和地区において「美和中学校は現状で教室不足の恐れがあるわけではないため生徒の一部を七宝北中学校に分離する必要はない」という潜在的な意識を変える必要がある。
- ◆25年度は美和東小学校区を学区見直しの対象地域としたが、例えば、通学距離を考慮した場合、篠田小学校区の県道南の地域を学区見直しの対象地区とすることはできないか。(美和東小学校区だけを対象にすることへの不満)
- ◆25年度は住民説明会の出席者にアンケートを行い約75%の反対を確認したが、対象地域全体へのアンケートを行うべきである。
- ◆25年度の地区委員会のメンバーの中には美和中学校の住民代表者が含まれておらず、総括的な検討がなされたか疑問が残る。

【3】学区見直しの開始時期について

(案の1)

◎30年度(30年4月1日)に学区の見直しが開始できるように、28年度中に学区の見直しに係る方向性を決定する必要があると考えます。

提言書が提出された23年12月の次年度以降に生まれた24年度の0歳児が小学校1年になる年度が30年度です。また、24年度に小学校1年生(23年12月に年長)であった児童(幼児)が中学校1年生になる時期です。

(案の2)

◎学区の見直しの方向性を決定した年度の6年後又は7年後に学区の見直しを開始することが望ましいと考えます。

小学校入学時又は入学前に「中学校は七宝北中学校か美和中学校です。」と意識させる(情報を伝える)ことが望ましいと考えます。よって、例えば、26年度に学区見直しの方向性を決定した場合には、26年度に小学校1年生の児童が中学校1年生になる6年後の32年度又は27年度に小学校1年生が中学校1

年生になる7年後の33年度が学区見直しの開始時期になります。（決定時期が1年遅れると開始時期も1年遅れます。）

【1】で25年度中に学区の見直しの方向性を決定すること（決定に伴い27年4月1日から実際に学区を変更すること）は不可能と判断しました。よって、変更開始時期は（案の1）では30年4月1日、（案の2）では最短で32年又は33年4月1日になります。

学区見直しにあたっては、本人や保護者の心情を考え、決定を先延ばしにするのではなく、問題点（課題）を解決し、適正な時期を決定し、当事者に前もって意識させることが不可欠と考えます。

（案の2）

学区見直しの方向性の決定		学区の変更開始時期	
		小学校 <u>入学時</u> に情報を伝える	小学校 <u>入学前</u> に情報を伝える
平成25年度	不可能と判断	—	—
平成26年度	決定した場合	平成32年4月1日	平成33年4月1日
平成27年度	決定した場合	平成33年4月1日	平成34年4月1日
平成28年度以降	決定した場合	平成34年4月1日以降	平成35年4月1日以降

なお、中学校に入学する6年前（小学校1年）又は7年前（年長）を想定していますが、適宜、状況をみて短縮することもあり得ると考えます。